

2022年8月15日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15 - 3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太
(コード番号 8139 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文
(TEL. 03-3832-8266)

当社独立委員会による「非適格者」認定基準の制定に関するお知らせ

当社は、2022年6月29日開催の第61期定時株主総会において承認された「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」(以下「本対応方針」といいます。)に基づき、同年8月1日付けで、マイルストーンマネジメント株式会社(以下「マイルストーンマネジメント」といいます。)より受領した、当社株式の大規模買付行為等に係る「大規模買付行為等趣旨説明書」を受けて、マイルストーンマネジメントに対し、同社の大規模買付行為等に対する当社株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び当社独立委員会の評価・検討等のために必要と考えられる情報の提供を要請する「情報リスト」を同年8月8日付けで配達証明郵便により郵送するとともに、引き続き、マイルストーンマネジメントに関する調査を行っております(※)。

※ 詳細は、2022年8月1日付け「当社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ」、同年8月4日付け「(訂正)『当社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ』の一部訂正について」及び同年8月8日付け「当社株式の大規模買付行為等に係る情報リスト交付に関するお知らせ」をご参照ください。

もっとも、当社と致しましては、本対応方針に則り、当社独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置を発動する可能性は現時点で完全には否定できないものと考えております。そして、対抗措置が発動された場合においては、当社取締役会は、当社独立委員会による勧告を最大限尊重して、取締役会として合理的な判断により、大規模買付者(※1)を含む「非適格者」(※2)を認定し、その上で、当社は、非適格者による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権を、新株予約権の無償割当ての方法(会社法第277条以下)により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります。

かかる場合においては、非適格者については、結果的に、その法的権利又は経済的利益に悪影響が生じる可能性があることから、非適格者の範囲の認定を客観的な基準に照らして慎重かつ合

理的に行うことが不可欠であるところ、2022年8月13日、当社独立委員会より、かかる認定のための客観的な基準として、別紙「『非適格者』認定基準」を制定することを決議した旨の連絡を受けましたので、ここにお知らせ致します。

今後、対抗措置の発動を検討する際には、当社取締役会は、別紙「『非適格者』認定基準」に基づいてなされた当社独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、非適格者を認定し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該非適格者の認定を対抗措置の発動に関する議案に含めて当社株主の皆様にお諮りすることとなります。なお、本対応方針に則り、「大規模買付行為等趣旨説明書」を提出したマイルストーンマネジメント、又は、これまで当社が開示しているとおり、実質的に協調して当社株式の大量買集めをしている可能性があるリ・ジェネレーション株式会社及び布山高士氏並びに連動取得者について、これらの者ら（のいずれか）同士で、又は、これらの者（ら）と実質的に共同して当社株式の買付けを行っているとして大規模買付者を含む「非適格者」に該当するか否かを当社取締役会が諮問し、当社独立委員会が判断する場合にも、別紙「『非適格者』認定基準」が適用されることとなりますので、念のためですが、付言致します。

また、大規模買付行為のうち下記※1③に規定される「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定についても、本対応方針に則り、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、合理的に判断するものとしますが、別紙「『非適格者』認定基準」はこの独立委員会の勧告に際しても適用されることとなります。

※1 本対応方針における「大規模買付者」とは、「大規模買付行為等」を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味するとされています。「大規模買付行為等」とは、以下の行為を意味します（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）。

- ① 特定株主グループの議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等の買付行為
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限りません。）

※2 「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (i) 大規模買付者

- (ii) 大規模買付者の共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含まず。）
- (iii) 大規模買付者の特別関係者（本対応方針において特別関係者とみなされるものを含まず。）
- (iv) 当社取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

なお、本対応方針の詳細な内容につきましては、以下の適時開示資料をご参照ください。

2022年4月22日付け「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」

上記適時開示資料は、当社ウェブサイト上の以下の URL からご覧いただけます。

URL: http://www.nagahori.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/62_taiouhoushin.pdf

以 上

(別紙)

「非適格者」認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。）について、下記の各項目のうち、原則として、1)に加えて最低1つ以上の項目で関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「買収者」には、「買収者」の親会社又は子会社（買収者を含め、「買収者グループ」という。）、買収者グループの役員・主要株主を含むものとする。
- 1) 対象会社の株式を取得している時期が、買収者による対象会社の株式の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 - 2) 取得した対象会社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
 - 3) 対象会社の株式の取得を開始した時期が、買収者による株式の取得の開始、対象会社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買収者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買収者の行動に関連するイベントと近接しているか
 - 4) 市場における対象会社株式の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして対象会社株式を取得しているなど、買収者による対象会社の株式取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 - 5) 買収者が株式を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が買収者のそれと重なり合っているか
 - 6) 上記5)の重なり合う期間において、当該他の会社（買収者と共にその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
 - 7) 上記5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び買収者（並びに認定対象者以外の者で買収者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値のき損の恐れ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値のき損の恐れはどの程度か
 - 8) 買収者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか

- 9) 買収者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- 10) 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10)を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
- 11) 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が買収者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11)を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
- 12) その代理人やアドバイザーが、買収者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、買収者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
- 13) その他、買収者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上